



鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

第7167号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例に規定する 不均一課税適用申請書の様式の廃止（税務課） 1
	身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課） 1
	指定老人訪問看護事業者の事業所の所在地の変更（医務薬事課） 3
	鳥取県持続性の高い農業生産方式導入指針（経営指導課） 3
	ブルセラ病検査等の実施（畜産課） 3
	保安林の指定の解除予定（森林保全課） 5
	生産事業者の登録（〃） 5
	生産事業者の登録の失効（〃） 5
	漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理 する区域の廃止（漁港課） 6
	土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課） 6
	都市計画の変更（2件）（〃） 6
	開発行為に関する工事の完了（〃） 7
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課） 7
	鳥取県収納代理金融機関の指定（会計課） 8
	鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（〃） 8
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課） 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（文化課） 10

告 示

鳥取県告示第202号

平成4年鳥取県告示第251号（総合保養地域の重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例に規定する不均一課税適用申請書の様式について）は、平成12年3月31日限り廃止する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第203号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
整形外科	肢体不自由	山根 弘次	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
外科、整形外科	〃	石井 博之	東伯郡三朝町大字山田690 中部医師会立三朝温泉病院
外科	〃	安達 秀雄	鳥取市湖山町北二丁目555 尾崎病院
整形外科、リハビリテーション科	〃	磯邊 康行	西伯郡淀江町大字佐陀2169 西部リハビリテーション病院
外科、整形外科、リハビリテーション科、呼吸器科	〃	廣田 裕	米子市富益町8 とみます外科クリニック
神経内科	〃	下田 優	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
脳神経外科	〃	渡邊 建司	米子市西町6 高島病院
内科、呼吸器科、リウマチ科、アレルギー科	〃	宮川 秀文	東伯郡大栄町大字瀬戸45-2 宮川医院
内科	呼吸器機能障害	矢島 浩樹	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
外科	〃	佐々木祐一郎	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
外科	心臓機能障害、じん臓機能障害及び呼吸器機能障害	福木 昌治	米子市彦名町1250 米子中海病院
内科、心療内科	心臓機能障害及び呼吸器機能障害	大谷 純	八頭郡郡家町大字宮谷221-5 大谷医院
内科、循環器科、呼吸器科、麻酔科、リハビリテーション科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害	山内 教宏	米子市奥谷1135-7 須山医院
内科、消化器科、循環器科	肢体不自由、心臓機能障害及びじん臓機能障害	早瀬 智広	鳥取市川端五丁目106 早瀬医院
外科、胃腸科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害	上野 力敏	倉吉市明治町1031-5 北岡病院

泌尿器科	じん臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害	河村 秀樹	倉吉市瀬崎町2714-1 野島病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	金子 徹也	〃

鳥取県告示第204号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の17の6の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第46条の17の9の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業者名	変更事項	変 更 前	変 更 後	届出年月日
医療法人厚生会	事業所の所在地	米子市彦名町1250	米子市彦名町1210-1	平成12年2月14日

鳥取県告示第205号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第1項の規定に基づき、鳥取県持続性の高い農業生産方式導入指針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その指針を鳥取県農林水産部経営指導課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第206号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家kinsalモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蛆病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家kinsalモネラ感染症（ひな白痢）、^そ腐蛆病及び鶏マイコプラズマ病を発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

(ア) 捣乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（米子市、境港市、岩美郡国府町、八頭郡船岡町若しくは河原町、東伯郡東郷町若しくは東伯町、西伯郡会見町若しくは岸本町又は日野郡溝口町の区域において飼育しているものに限る。）

(イ) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生

後365日を経過したもの

(ウ) 摾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの((ア)に掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる牛以外の牛で、平成12年4月10日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

(ア) 摾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの(鳥取市、米子市、境港市、岩美郡国府町若しくは岩美町、八頭郡船岡町若しくは河原町、気高郡青屋町、東伯郡東郷町、三朝町、大栄町若しくは東伯町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町若しくは大山町又は日野郡溝口町の区域において飼育しているものに限る。)

(イ) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で、飼育している牛で、生後365日を経過したもの

(ウ) 摾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの((ア)に掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる牛以外の牛で、平成12年4月10日以降に放牧するもの

(オ) 平成12年4月10日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

(ア) (2)に掲げる牛

(イ) ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛

(ウ) 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

(エ) その他知事が必要と認める牛

(4) 馬伝染性貧血検査

馬

(5) ニューカッスル病検査

鶏

(6) 家akinサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(7) 腐蛆病検査

みつばち

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成12年4月10日から平成13年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(エライザ法)又はヨーニン検査皮内反応

(4) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(5) ニューカッスル病検査

臨床検査及びH I 抗体検査

(6) 家akinサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

ひな白痢急速凝集反応

(7) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第207号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字新林447から450まで、451の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第208号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 善 博

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
鳥取県第262号	鳥取日野森林組合	日野郡日野町舟場277-3	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	鳥取日野森林組合苗畠	日野郡日野町舟場277-3

鳥取県告示第209号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 善 博

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
166	溝口町森林組合	日野郡溝口町溝口647	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	溝口町森林組合苗畠	日野郡溝口町溝口

167	江府町森林組合	日野郡江府町大字 江尾475	〃	江府町森林組合苗 畑	日野郡江府町大字 江府
168	日野町森林組合	日野郡日野町舟場 341-1	〃	日野町森林組合苗 畑	日野郡日野町根雨 341-1
253	門脇準之助	倉吉市岡189-1	幼苗及び幼苗以外 の苗木の育成	門脇苗畑	倉吉市岡189-1

鳥取県告示第210号

昭和56年鳥取県告示第517号（漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域について）は廃止する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第211号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、米子市河崎北土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成12年3月31日から平成16年3月31日まで

2 施行地区

米子市河崎字大水落沖の一部

3 事務所の所在地

米子市彦名町1460-4

4 設立認可の年月日

平成12年3月28日

5 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

事務所の掲示場及び米子市役所に掲示して行う。

鳥取県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線及び3・5・11号正蓮寺畠山線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・5・8号滝山桜谷線

追加する部分

鳥取市杉崎字非田、字野原及び字中代並びに桜谷字亀ヶ尻、字中ノ丁、字平田及び字大政

変更する部分

鳥取市桜谷字南大道及び字附当

(2) 3・5・11号正蓮寺畠山線

追加する部分

鳥取市杉崎字非田

変更する部分

鳥取市桜谷字附当

鳥取県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画流通業務団地米子流通業務団地

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市流通町

鳥取県告示第214号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成12年1月20日鳥取県指令都計3-2第5号

2 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字中郷字大権寺

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上後藤六丁目15-2-104

蔵内敏博

鳥取県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

淀江町

2 都市計画事業の種類及び名称

淀江都市計画下水道事業 淀江町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年9月20日から平成20年3月31日まで

(変更前 平成6年9月20日から平成13年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分 西伯郡淀江町大字西原字山根、字牢人、字逆川、字太倉、字川向、字西川向、字判場、字東岡ノ部、字狼谷、字東亀ヶ原、字東外ヶ浜、字沼田、字北沼田、字福田開、字北境、字淀江山及び字白浜ノ一、大字佐陀字藤ノ木、字五反田、字上場、字榎田、字大龍庵、字大龍庵河原、字中河原、字前河原及び字黄水池、大字淀江字中溝、字堀、字下雨造、字五町田、字御屋敷、字西屋敷、字中祓、字新地畠、字灘中屋敷、字中町、字長町及び字八軒町並びに大字今津字前妻木川、字六反田、字狐塚、字岸ノ前、字濱田、字向田及び字村内地内

鳥取県告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第10項の規定により告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

中央三井信託銀行株式会社

2 指定年月日

平成12年4月1日

鳥取県告示第217号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

第3号の表中

〔**三井信託銀行株式会社**〕 を 〔**中央三井信託銀行株式会社**〕 に改める。

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成12年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 実施日時

- (1) 平成12年5月22日(月)から同月29日(月)まで
- (2) 時間 午前9時から午後4時50分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館

3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第1項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第1項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しているもの

5 受講申込書の受付期間

平成12年4月24日(月)から同月28日(金)まで(郵送による場合は、平成12年4月29日(土)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

6 受講申込書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する者
〒680-8520

鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課

7 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。
 - ア 4の(1)に該当する者にあっては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 4の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証の写し
 - ウ 4の(3)に該当する者にあっては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

8 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、37,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

9 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-

23-0111) にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 調達件名及び数量 油彩画1点

(ギュスターヴ・クールベ作「まどろむ女（習作）」)

(2) 契 約 方 式 隨意契約

(3) 契 約 日 平成12年3月14日

(4) 契約者の氏名及び住所 株式会社スパーク

東京都港区虎ノ門三丁目7-12

(5) 契 約 価 格 75,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当

(7) 契約担当部局の名称及 鳥取県教育委員会事務局文化課

び所在地 鳥取市東町一丁目271